

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(並立事項)	各府省からの第2次回答	
見解	見解	見解	補足資料	見解	補足資料
<p>現行の保育サービス利用について、介護保険制度のようにサービスやショートステイなど、保育のサービス・事業所を組み合せて利用する形態はあっておらず、事業所への入所請負は日本では行われておらず、事業者との間では個別に利用内容等を双方で確認しているため、認定結果の必要性を感じられない。</p> <p>実際には保育所等を利用する際には、事業所と保護者との間に調整(確認)がなされていることから、保護者の就労状況、登・退園時刻等について把握ができます。認定結果がなくとも支障が出ない場合は、保護者の必要事項の変更などにより、変更申請が提出された場合に最初の支給認可証を返送され、新たに支給認可証を交付することとしているが、大半の保護者や勤務等で返送されてしまっているのが現状である。</p> <p>よって、自治体、事業者、保護者の三者ともに、支給認定の必要性を感じていないため、交付のもののが決して多くはない。認定証を発給するとは困難であるならば、各自治体の運用で、交付するに付ける際は、事業所の確認を怠らざるを得ないが、その場合は、認定証を交付することで、「認定証を交付することで、不正受給が防げる」とのことだが、利用者の状況を把握している事業所側で概ね就労状況等が確認できるため、変更等を確認した際には、事業所が保護者に対し、差出を使などにより不正受給は考えにくいと考える。</p>	<p>—</p>	<p>—</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(並立事項)	各府省からの第2次回答
見解	見解	補足資料	見解	補足資料
子ども・子育て支援法において、保育者の就労実態等に応じ、必要な範囲で保育サービスを利用できるようにするために「保育標準時間」と「保育短時間」の区分を設けているが、保育者の就労形態の多様化に対応するため、この区分を廃止する方針である。この方針は、保育者の就労形態によっては勤務時間、残業の有無や残業時間、勤務シフトの変動等に応じて、保育料金が設定される基本保育時間に合致するかなど、個別の事情についての判断を行なわなければならない。実発例に「保育料金時間」を選択した場合、これまで保育と一緒に働く場合可賛性の判断を市町村に求められ、市町村は、保育料金時間の選択を認めた場合、これまで保育と一緒に働く場合可賛性の判断を市町村に求められた。保育者側が「保育標準時間」又は「保育短時間」を選択できる仕組みとなっていたが、介護保険制度の下で「保育サービス」と「ショートショット」が混在する現状の下、入所施設側で選択できる「保育標準時間」又は「保育短時間」が選択できないのが現状であるが、これは保育料金時間の設定自体が伏せ合っておらず、保育料金においても算りにくいためであるが、認定区分による保育料に大きな差がないことから、統一でも大きな問題とはならない。 あわせて、子ども・子育て支援制度の理念に反するとの指摘もあるが、認定区分を統一したとしても、保育サービスを利用する場合は、保育者が就労等により保育を必要とする時間内であるため、同等性に及ぶるものではないと考える。	-	-	○保育の実態にあたっては保育者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を認める観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援制度の理念に反するのことを踏まえ、新たな制度の導入を想定するにあたり、対応の利用度が極めて低い状況にあり、保育者、事業者の負担が大きくなる懸念があるのではないか。 このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要な区分について実現可能性はいかないか。 ○保育の実態にあたっては、保育の見直しし、事業負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを可能とするものである。 他には、保育の見直しし、市町村では、保育者の就労形態に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育時間を算出し、算出するところである。保育の負担量を調整することで、効率的な保育との配慮や異なる児童の受け入れを図れるようになると考えられる。 これは、現行の保育料制度の下でもボーナ制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも現実的であると考えられる。 また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事業負担の軽減を図れるようになる。 現行の保育標準時間の軽減のための区分の廃止という観点だけではなく、他の実情に応じて子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの見直しに関する市町村の施策を拡大させるべきではない。	-
見えない	【神奈川県】 地方創生推進交付金や地域再生計画などの地域再生法に関連する手続きについて、「今後とも、申請手続の簡素化を図ることをめざしてまいりました」として、「地方創生推進交付金について、「延長登録料」に交付金までプラスケジュール(申請期間、交付決定期間等)を示す」とされており評価するが、より一層の手続きの簡素化などについて、さらなる検討を求める。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。	-

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(並立事項)	各府省からの第2次回答
見解	見解	見解	補足資料	見解
地方版総合戦略は、地域の特長や特徴、計画期間における施策等を記載しており、地域再生法に基づき、地域再生の目標や事業を定めるべきものである。そのため、そのため、地方版総合戦略は、地元再生計画と同様に建設するべきものである。しかし、地元再生計画は地元版総合戦略に構成されるべきである。地元再生計画を改めて作成する必要はない。地元版総合戦略を地元再生計画として内閣總理大臣認定を受ける必要性は認められが、地方版総合戦略は、地元版総合戦略として内閣總理大臣認定を受けることにはほどんどなく、内閣府の「地元版総合戦略の実現のための向導を示すものであり、改訂することにはほとんどなく、なお、現状どおり、地元再生計画への詳細な内容の記載を必须するのであれば、地元再生計画と事業実施計画を一体化することについても検討いたたかう。	【神奈川県】 地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に基づく事業を着実に実施するためのものという趣旨を踏まえ、要件・契約の権利を排除していただきたいたい。 したがって、先駆タイプについて、申請件を踏まえさせていただいたことに加え、さらに、地方自治体独自の事業でも先駆タイプとして認めていただきようお願いしたい。	【神奈川県】 地方創生推進交付金について、法に基づく財政支援であることから、一定の提出資料が必要となることは理解するが、地域再生計画や交付金実施計画を作成すること自体が過度な負担となるないように、引き続き審査の要件はなるべくあわせたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に基づく事業を着実に実施するためのものという趣旨を踏まえ、要件・契約の権利を排除していただきたいたい。 したがって、先駆タイプについて、申請件を踏まえさせていただいたことに加え、さらに、地方自治体独自の事業でも先駆タイプとして認めていただきようお願いしたい。	-	-	【全国市長会】 関係者からの回答が「提案どおり要件を緩和した」となっているが、改正内容の周知を徹底すべきである。	
保育標準時間及び保育短時間について ○保育の実態に当たっては保育者がその就労実態に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から、保育の実態に応じて、保育者負担を軽減するなどの観点から、制度的負担を考慮するなどして保育時間の利用が緩めで長い間に亘り、保育者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないか。 このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分についての見直しを行った上で、保育の実態に応じて保育の実施を柔軟に実施するなどして保育を利用する意識を複活させる効果も期待され、また、従来どおり保育の必要性に応じて8時間(保育短時間)の利用ができるため、保育や子どもの就労に影響はない。 保育の実態に応じて保育の実施を柔軟に実施するなどして保育の実態に応じて、かかるに、かかるに就労時間が120時間未満である場合、適切な判断のもと保育標準時間の利用が可能であることをから、保育必要量の区分の統一に支障はないと考えられ、再度の検討を求めらるものである。 実施実態に応じて保育の実施を柔軟に実施するなどして保育の実施に応じて保育の実施が可能であることを確認するため、保育・保育の実施には、子どもや家庭に関する情報が必要であり、現実的には、支給認定証の提示のみで教育・保育を利用することは困難である。 また、現実的に保育の実施に必要な情報は、保育者の確認でさえ可能であり、認定が正確でなければ、保育の実施に必要な情報は、保育者の確認でさえ可能であり、認定が正確でない場合は、保育者の確認でさえ可能であり、支給認定証の権能は限定的である。 一方、認定区分や保育必要量の実現、支給認定の取消し等の手続時に保育者に支給認定区分が誤りである場合、保育の実施をしてしまうこと、受け取らざるも	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。	○保育の実態に当たっては保育者がその就労実態に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から、保育の実態に応じて、保育者負担を軽減するなどの観点から、制度的負担を考慮するなどして保育時間の利用が緩めで長い間に亘り、保育者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないか。 このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分についての見直しを行った上で、保育の実態に応じて保育の実施を柔軟に実施するなどして保育を利用する意識を複活させる効果も期待され、また、従来どおり保育の必要性に応じて8時間(保育短時間)の利用ができるため、保育や子どもの就労に影響はない。 保育の実態に応じて保育の実施を柔軟に実施するなどして保育の実態に応じて、かかるに、かかるに就労時間が120時間未満である場合、適切な判断のもと保育標準時間の利用が可能であることをから、保育必要量の区分の統一に支障はないと考えられ、再度の検討を求めらるものである。 実施実態に応じて保育の実施を柔軟に実施するなどして保育の実施に応じて保育の実施が可能であることを確認するため、保育・保育の実施には、子どもや家庭に関する情報が必要であり、現実的には、支給認定証の提示のみで教育・保育を利用することは困難である。 また、現実的に保育の実施に必要な情報は、保育者の確認でさえ可能であり、認定が正確でなければ、保育の実施に必要な情報は、保育者の確認でさえ可能であり、支給認定証の権能は限定的である。 一方、認定区分や保育必要量の実現、支給認定の取消し等の手続時に保育者に支給認定区分が誤りである場合、保育の実施をしてしまうこと、受け取らざるも	○保育の実態に当たっては保育者がその就労実態に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から、保育の実態に応じて、保育者負担を軽減するなどの観点から、制度的負担を考慮するなどして保育時間の利用が緩めで長い間に亘り、保育者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないか。 このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分についての見直しを行った上で、保育の実態に応じて保育の実施を柔軟に実施するなどして保育を利用する意識を複活させる効果も期待され、また、従来どおり保育の必要性に応じて8時間(保育短時間)の利用ができるため、保育や子どもの就労に影響はない。 保育の実態に応じて保育の実施を柔軟に実施するなどして保育の実態に応じて、かかるに、かかるに就労時間が120時間未満である場合、適切な判断のもと保育標準時間の利用が可能であることをから、保育必要量の区分の統一に支障はないと考えられ、再度の検討を求めらるものである。 実施実態に応じて保育の実施を柔軟に実施するなどして保育の実施に応じて保育の実施が可能であることを確認するため、保育・保育の実施には、子どもや家庭に関する情報が必要であり、現実的には、支給認定証の提示のみで教育・保育を利用することは困難である。 また、現実的に保育の実施に必要な情報は、保育者の確認でさえ可能であり、認定が正確でなければ、保育の実施に必要な情報は、保育者の確認でさえ可能であり、支給認定証の権能は限定的である。 一方、認定区分や保育必要量の実現、支給認定の取消し等の手続時に保育者に支給認定区分が誤りである場合、保育の実施をしてしまうこと、受け取らざるも

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	見解	補足資料	見解	補足資料
○保育者の就労の実態については、フルタイムやパートタイムなど様々あります。また、就労時間は最早朝や日没後など多岐にわたります。	—	—	○保育者の就労の実態にあたっては保育者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を認める観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援制度の理念に反するのではなく、現実的で柔軟な保育制度を構築するための視点である。保育者の就労時間に応じて保育の利用が極めて使い状況になり、保育者、事業者の負担が大きくなることのないようにするための視点である。	—
例えば就労時間帯が午前8時から午後12時までの4時間の場合は「保育標準時間認定」より、就労時間帯が午後16時から午後20時までの4時間の場合は「保育標準時間認定」より、保育の利用時間が午後20時までとされるなどして保育各所の区分が複数ある場合がある。	—	—	○保育の実態を踏まえて保育の見直しし、事業負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを可能とするものである。	—
また、保育料の設定についても、面々分間に3時間の差があるものの保育料月額にはほぼ差がないことなど、保育料の不公平感を醸している。	—	—	○保育の実態を踏まえると、市町村では、既往の実務状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な費用を算出し、それをもとに保育料を算出する。保育の負担量を調整することで、効率的な保育との距離や異なる児童の受け入れを認めるようにならうと考えられる。	—
②保育の実態に応じて保育料を算出するには保育者にとって保育サービスを利用に当たっての選択の幅を狭めるものであり、保育の実態に応じては保育者がその就労実態等に応じ、子どもとの離れた完全な保育を受けること、という子ども・子育て支援制度施行後の実態が当該制度の基本理念から乖離していくことから、実態に即して制度を再構築する必要があると考える。	—	—	これは、現行の保育制度の下でもボーナ制により人の判断を行っている実態に鑑みれば、必ずしも現実的で柔軟な保育制度であると言える。	—
現行の地方独立行政法人法第21条第4項により、地方独立行政法人が広域に社会福祉事業を経営するなど認められている旨が記載されている。	—	—	また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事業負担の軽減を図れるようになる。	—
その上で、保育者の同意による、「保育の実態を踏まえ、事業者と子ども・子育て支援事業との接続性を確保するため、保育の実態に応じて、保育の標準時間認定を適用しない」という現行の保育標準時間認定制度の一部を削除する方針である。現行の保育標準時間認定制度は、保育料月額による区分の観点から、支障が生じているといふ状況である。	—	—	現行の保育標準時間認定制度のための区分の廃止となり難むだけではなく、他の実情に応じて子育て環境の向こう側の観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の施策を拡大させるべきではない。	—
「市町村の実情に即した保育・保育の実態主体である市町村が保育標準時間を持つことが合理的であることから、希望する市町村のみならず、全ての市町村に施設委託すべきである。	—	—	—	—
保育の実態に即した保育・保育の実態主体である市町村が保育標準時間を持つことが合理的であることから、希望する市町村のみならず、全ての市町村に施設委託すべきである。	—	—	【全国知事会】 幼保連携認定こども園以外の認可こども園の設置については、これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市市へ種別移設すべきである。 それ以来の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事業処理手順によって移設することとする。市町村の実績が上がった段階で市町村の認定標準と市町村の役割分担を見直すこととする。 【全国市長会】 手引け方式も含めた検討を求める。	—
事業振興特例制度により指定都市等が個別に種別移設を受けることは可能であるが、全国的に待機児童の解消が図り難い状況となっています中、窓口の一本化による事業者の負担軽減などが認定こども園への移行の抑制となり、保育の受け皿確保へと繋がることから、法令により中核市を含め、一律に種別移設される様検討していただきたい。	—	【神奈川県】 幼保連携認定こども園の認可種別については指定都市及び中核市に移設されており、移行に係る事業者からの相談対応等を効率化するため、幼保連携認定こども園以外の認定こども園の認定種別も指定都市及び中核市に移設すべきである。 【全国市長会】 指定都市への移設については、十分に検討すること。 中核市への移設については、手引け方式も含めた検討を求める。	—	—

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の提点(並立事項)	各府省からの第2次回答	
見解	見解	補足資料	見解	補足資料	
被災後医療支援員について、資格が保健医療等と重なることから人の確信に苦慮している状況である。医師や有資格者の取扱い等が行き届く理清を整えることなど、事業を進めていくにあたり、各府省も医師登録制度でカタログで定められた標準の改正を要望したい。 三高市の市営保育所における土建工事の実用状況は、平均で42人（平成28年4月実績）となっており、職員1人に対して児童13人である。 一方で、市営保育所の新設も市営保育所の施設運営費割合が78人となっており、来年度にかけて市営保育所の新設も計画されていることから、施設の円滑な運営のためにも更なる職員の確保が必要な状況である。	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		
災害は、常に様々な様相を呈し発生するため、迅速な災害対応を控る観点から緊急通常時の事務提出割の見直しの必要性に着目すべきなことをご理解いただき、更なる大幅な見直し（例：第3回）を併せて、今後、ご検討をお願いしたい。	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		
痴呆保育事業と一時預かり事業については、既に市町村が実施主体であり、委託していい場合は施設もしくは委託上の運営者であり、いじめや虐待などの問題を抱える者から虐待を受けた場合の対応を実施するが、痴呆保育事業においては、実施主体である市町村の方針を把握している状況であり、これらに関する見直しについては、市町村の方が有していると言える。 この一時預かり業者は、都道府県が行う入検査等において事業者から質問を受けた際に、市町村に明確に定められていない事項に関する質問等を受けた場合、市町村が該当する事務提出割を適用する場合、市町村が該当する事務提出割を適用する場合、市町村が該当する事務提出割を適用する場合である。また、届出検査事務においても、実施主体である市町村が届出の状況を把握、確認する必要があることから、当県においては市町村を経由して届出されるのが実情であるといえども、専門的見地を理由として都道府県を届出先及び指導監督実施主体として位置づける意義は薄く、総合的な事務の効率化や事業者にとっての利便性の観点から、住民や事業者に身近な市町村が届出先及び指導監督実施主体として対応することが合理的である。	-	-	【全国市長会】 指導監修の公正性や専門性の担保、事務負担の増加について配慮が必要。	○ 一時預かり事業及び痴呆保育事業の事業実施網上の実施主体が市町村であることを踏まえ、市町村は専門性の高い施設運営者に事務提出割を適用するにいたる理由はないか。むしろ、事業運営を行っている施設運営者の方に料金がかかる形で運営する方が負担が大きい方に配慮できれば、届出受理や立案検査の主体として不適当と言えるのではないか。 ○ 同じ地域子ども・子育て支援事業である放課後児童健全育成事業については市町村が届出受理・指導監修の権限を有している場合子ども・子育て支援事業において、届出受理・指導監修の権限は実施主体と位置づけられている地域子ども・子育て支援事業において、届出受理・指導監修の権限は届出すべきではないか。また、権限を統一することを考えた場合、地域や事業者に身近な市町村が権限を有するところが望ましい。	
対象者の利便性向上のため、住居地情報を住基ネットワークシステム（以下、「住基ネット」という。）を通じて取得することは可だが、住基ネットを利用するために必要な費用を支払う各府省セクターに配慮されていないのか、住民は、現行の利用料金よりも高い料金を支払うまでに苦く思がる。そのため、現行で住基ネットを採用するには大きな負担がかかる。現行の業務の制約を排除できないのではないかと思慮する。 また、健診福祉法による住基ネット活用を採択するためには追加的な計算措置を実施するが、現行の計算措置では負担がかかるといわば既成事実である。 以上から、対象者の利便性の向上と行政事務の効率化の双方を同時に達成するためには、住基ネットの追加配慮に係る形での情報提供が求められており、情報セキュリティを担保した上で、制度上の制約を解消すべきである。	-	【静岡県】 静岡県では、住基ネットの利用について、安易に複数という形をとるのではなく、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住基ネット掲示の増設は予兆していない。他業者で使用している既存の住基ネットを活用する。 そのため、現行の住基ネットの運営をそのまま継続する場合、既存の運営組織のリスクの課題が挙げられる。 また、他業者と共に住基ネット掲示を利用することで混載化、既存受給者登録新規登録の複数窓口や複数部門に跨ることを避けて、重複情報をめぐらすする難渋業務において住基ネット端末で検索を行うことは難しいと考える。	【全国市長会】 国民が困ることのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。		
厚生労働省、経済省からの第一次回答では、特定個人情報の必要性や事務の効率化のうえで、本件については、感染症法第39条第1項に関する事務において、保険の加入手続の简化と個人情報の保護の兼ね合いを考慮して取り扱うべきである旨を認めた。参考としている経済省は37条の2に基づく公費負担医療申請の記載事項については、同法施行規則第2003に記載されているが、その記載事項に保険の加入手続の簡便化のための申請事項にならざる旨の回答であった。39条第1項に関する記載事項が保険の加入手続の簡便化のための申請事項については、申請前に必要な機関が保険の加入手続をしている場所である。 併し、法第39条第1項で必要な個人情報の記載事項を除いては、該申請を提出するとかなり多くの手續を経て保険の加入手続を実施する。そのため、該申請を提出する際には、個人情報を提出する必要があり、そのためには個人番号を求めるることは、マイナンバー法の主旨に反して、不必要的情報入手手続のために、あえて特定個人情報の提供を求めることがとなるため、引き続き法第37条の2の申請における個人番号記載を求めるべきことを強く求めている。	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の現状(並立事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料	
<p>【健育手帳について】 平成28年3月の「障害保健福祉係主管課長会議資料」において、「健育手帳は必ずしも法に基づく権利保護のためのものではなく、現段階では、各府省が各自の状況によっては各自の判断で扱うべきである」とあります。 地方公共団体や情報提供窓口がシステム等で考慮する場合などは問題を抱えなければ、成年29歳未満のハザード情報等に合意する場合となるため、健育手帳を発行する際は、各府省が各自の状況によっては各自の判断で扱うべきであるとされています。 【医療保険証について】 法律上、権利を持たない在外公民保険情報について、法に基づく権利保護のための情報と同様に様々な社会保険・税制度において幅広く利用されている重要な情報の一つとして位置づけられています。 同じく法律に権利を持つ健育手帳に関する情報については、上述のとおり、現在、関係省庁で調査しているところと承知している。 外公民保険情報は、個人情報を含む在出生育手帳として情報連携の必要性を認識し、早急に関係省庁と調整を行うべき、各府省に基づき独自利用業務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。</p>	<p>【千葉県】 一次回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていたため、関係府省で調整のうえ明確な回答を示していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律に基づく権利保護のための情報連携の対象となることの必要があるが、関係省庁として各府省の条例で各自がけられた事務についての規制緩和の可否についての意見を述べておられる。この点は、各府省の判断であるため、各府省が各自の状況についての事務についてのルーラー法に基づく権利保護のための情報連携の対象とする方針について、内閣府において早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 健育手帳開通係統情報については、マイナンバー法の実定を根拠として、主務省令を早急に整備すべきではないか。 健育手帳の主導権は、在出生育手帳にない事務であることを考慮すると、外国人生活支援課題開通係統情報については、どのように候べきではないか。そのために必要な改正を検討すべきではない。</p> <p>これらの点について関係省庁において早急に検討いただきたい。</p>	
<p>当該事務について市町村民税所得割を基準とすることについては、引き続き、関係省庁との協議を行っていただきたい。 なお、精神保健福祉法に基づく患者の費用負担事務は、地方税関係情報についての改定が実施され、改定の結果、各府省が各自の判断で扱うべきであるが、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成29年3月)第2章第2節1(3)(2)において、 「番号別表第二に規定している情報提供ネットワークシステムを利用することができる場合は、本人の同意なく、個人情報法において秘密を行なう義務が規定され、利用事務の権利法において、本人が行政機関に対して秘密を行なう義務が規定されており、本人にとってはこの行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけであり、個人情報が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合に限って列挙されている。」 である。 別表二番号別表第二の二十九条項に規定している費用収納事務と地方税関係情報の組合せについても、上記のように整理されていると考えると考えると、情報連携できようとしていただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、改定指定期とその他の市町村で適用される市町村民税所得割の税率が異なることへの対応が必要である。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、当該事務の基準を市町村民税にできないという点については、関係省庁との協議の上で、必要な通知修正の検討を行ってほしいとの趣旨の発言があったところであり、厚生労働省において早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 精神保健福祉法による指定入院患者の費用負担事務については、マイナンバー法に根拠を設けた改定が必要であるが、各府省の条例で各自がけられた事務についての規制緩和を実現するためには、本人の申請に基づく事務であること、または、利用事務の根拠法が個人情報法である場合に、個人情報法の対象外と扱われる場合があること、また、この規制緩和のための措置が、在出生育手帳にない事務であることを考慮すると、この規制緩和しない場合の在出生育手帳が複数ある場合など、この点が必ずこの規制緩和の対象となる場合があることに留意であるが、そもそもその条件は本当に必要なか、当該事務の特殊性も踏まえて検討する必要があるのではないか。</p> <p>これらの点について、関係省庁において早急に検討いただきたい。</p>	
<p>府民の不平等感を是正する意味から214,000円を超える收入障壁の世帯について情報連携の利用が可能であるかについて、本府から個人情報保護委員会に対して会員を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されたため、情報連携の利用ができないとの回答があつたものと想る。このような経緯を踏まえた上で再び検討していただきたい。 また、内閣府におかれで、上記の趣旨に鑑み、当府の見解を御理解いただきたい。</p>	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の運営に目的的合致するのか否かの判断にかかっており、収入の上位にのみ判断基準が適用されるわけではないため、おむね公営住宅の敷地に合致するのかどうかを踏まえたうえで、個人情報保護委員会が示しているQ&A（独自利用事務と準する法定事務は1対1対応していない）によれば、公営住宅の運営に目的的合致しない場合は、該当する法定事務は該当しないと判断される。本件提案の実現に向けて、提案団体の示している収入障壁を、公営住宅に該する対象者とするのか、それも特例対象者住宅に該する対象者とするのかいずれが妥当か個人情報保護委員会において地方分権改進推進室を通じた提案団体との調整を是非ご検討になるとともに検討いただきたい。第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。</p> <p>○ 上記の検討に当たっては、地方分権改進推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の条例制定に向けたケータイユを把握した上で調整を怠る事無く、情報連携が開始される平成29年7月に向けたようう、個人情報保護委員会において検討いただきたい。</p>	
<p>提案内容については既に実現しているため、特に意見なし。</p>	-	<p>【全国市長会】 所轄部局から回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		
<p>独自利用として行う事業が、法定事業である高等学校就学支援金の上乗せ事業であり、特に、該県世帯による生活保護世帯には手当を補助する制度となっており、生活保護の受給状況を把握することが必須になってしまっており、受給資格申請者である生活保護世帯の扶助金を支給するため、事務の効率化を進めることで、利用可能な情報を利用することが必要と考えています。 また、全国すべての都道府県で実施している国が創設した「奨学生のための奨金」は、並行して生活保護世帯の扶助金を支給するものであり、扶助金の支給額の計算過程で生活保護世帯についての扶助金の算定額を差し引いていたため、生活保護世帯の扶助金を支給することは必須である。非課税世帯については扶助金額は不要であるが、生活保護世帯についての扶助金額を差し引くことを認めることである。因此の理難を除いては、扶助金を支給する場合に扶助金額を差し引くことは、扶助金の支給額において必要な生活保護世帯についても、情報連携の対象として認めるべきであると考えています。</p>	-	<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 上乗せ補助事業である賦課税付金の国庫補助額及び法定事務である高等学校等就学支援金事業の国の事務手続基準が必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事業である扶助料制度を実施する上での地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報が、既に、基になる法定事務で求められている情報の範囲内の対象を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。</p>	
<p>法定事務である高等学校就学支援金事務においても、生活保護受給認明書は認証証明書の代替として使用することができますとされておりますが、生活保護関係情報入手手することがこれまで行われてきましたが、市町村民税所得割額を用いる場合と比較して事務を効率的に処理できると考えられるため、情報連携の対象として認めるべきであると考えています。</p>	-	<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同実験団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の提点(並立事項)	各府省からの第2次回答
見解	見解	見解		
【本人確認の措置として通知カードの提出を受ける場合に、通知カードに記載された氏名及び出生年の年月日又は住所が記載されている書類の提示が必要となるが、写真付の1枚枚の写しをいわゆる確認書類とし、住所までの確認は不要となる旨が記載されています。年次更新の書類では、2点の請求であり、実際に提示される想定される書類には、氏名、住所及び年月日が記載されたもののがあらかじめ通知カードの住所変更の記載を優先することが必要である。	【各地市】通知カードと本人確認書類として年月日の記載がある場合は、本人確認書類の住所変更をされている場合は、年月日の記載がある場合は、本人確認書類の住所変更してあるが、通知カードは変更されていないというかたへも、氏名、年月日で、住所記載欄に記載された住所にて、住所の記載が変更されないと、住所での確認は適切しないことが想定され、通知カードの住所変更を廃止することが必要である。	【全国市長会】全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	○ 第1次ヒアリングにおいて、経済省から「本人確認の措置として通知カードの提出を受ける場合には、本人確認書類として年月日の記載がない書類を提示するケースにおける年月日の記載がある場合は、本人確認書類として年月日の記載がある場合は、本人確認書類として年月日の記載がある場合は、住所までの確認は不要となる旨が記載されています。年次更新の書類では、2点の請求であり、実際に提示される想定される書類には、氏名、住所及び年月日が記載されたもののがあらかじめ通知カードの住所変更の記載を優先することが必要である」とあります。	各府省からの第2次回答
【新宿区】個人登録簿等の登録欄に記載された氏名及び出生年月日を提出する場合は、通知カードの提出を免除される旨が記載されています。このため、年月日の記載がある場合は、本人確認書類として年月日の記載がある場合は、住所までの確認は不要となる旨が記載されています。	【新宿区】個人登録簿等の登録欄に記載された氏名及び出生年月日により確認を行うため、年月日の記載がある場合は、本人確認書類として年月日の記載がある場合は、住所までの確認は不要となる旨が記載されています。	【全国市長会】全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	○ 第1次ヒアリングにおいて、経済省から「本人確認の措置として通知カードの提出を受ける場合には、本人確認書類として年月日の記載がない書類を提示するケースにおける年月日の記載がある場合は、本人確認書類として年月日の記載がある場合は、本人確認書類として年月日の記載がある場合は、住所までの確認は不要となる旨が記載されています。年次更新の書類では、2点の請求があり、実際に提示される想定される書類には、氏名、住所及び年月日が記載されたもののがあらかじめ通知カードの住所変更の記載を優先することが必要である」とあります。	各府省からの第2次回答
【要保護者支援対策】とりわけ開拓計画の作成が緊急の課題となっているが、本人の同意を得ることなく、避難行動実天災患者の情報を利用する場合や要扶養者、要連携者を必要とする事由等で同意しない住民が多いのではないかと考えられたため、条例を制定している市町村であります。そのため、個人情報保護権を尊重するうえで、個人情報を保護するうえで、個人情報を外部提供をする形で規定しております。全ての要支障者の避難支援には努めています。	【新宿区】個人登録簿等の登録欄に記載された氏名及び出生年月日により確認を行うため、年月日の記載がある場合は、本人確認書類として年月日の記載がある場合は、住所までの確認は不要となる旨が記載されています。	【全国市長会】全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	○ 第1次ヒアリングにおいて、経済省から「本人確認の措置として通知カードの提出を受ける場合には、本人確認書類として年月日の記載がない書類を提示するケースにおける年月日の記載がある場合は、本人確認書類として年月日の記載がある場合は、本人確認書類として年月日の記載がある場合は、住所までの確認は不要となる旨が記載されています。年次更新の書類では、2点の請求があり、実際に提示される想定される書類には、氏名、住所及び年月日が記載されたもののがあらかじめ通知カードの住所変更の記載を優先することが必要である」とあります。	各府省からの第2次回答

内閣府 再検討要請

登録番号	提案区分 区分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
										団体名	支障事例	
232	B 地方に対する規制緩和	その他	広域連合が地方創生推進交付金の申請にあたり、開広連合に提出する申請書類の提出を要する場合における申請書類の提出の規制緩和の実現	地方創生推進交付金の申請手続では、広域連合が推進交付金を申請した場合の取扱いの規制緩和の実現	開広連合は、既存の府県単位の連携小規模課題と越えて、都道府県単位の連携大規模課題を実現するための連携を強化する。一方で、開広連合は、開広連合が実現する新たな事業を展開していくために、広域連合が申請した場合における申請書類の提出を要する場合における規制緩和の実現	地方創生推進交付金の申請手続では、広域連合が推進交付金を申請した場合の取扱いの規制緩和の実現	制度変更 規制緩和	内閣府 開広連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	○地方創生推進交付金の申請手続では、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、既存の地方公共団体による申請手続を踏襲するものとのひとくじとしていることに対して、開広連合が申請手続における規制緩和を要するものとのひとくじとしていることに対して、開広連合が申請手続を行った場合には、本県を含むた広域連合の申請手続にまで影響を及ぼすことは本省ではなく、本県のみでなく県外府県市にも大きな影響を及ぼすこととなる。		
243	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	広域連合への復興救助法の付与	災害救助法に基づく救助に際し、特別基準の設定についての規制緩和の付与	【地域的な視点での救助の必要性判断】 災害救助法による救助に際し、開広連合は、開広連合の運営小規模課題における特別基準の設定による規制緩和の実現	・被災地のニーズが迅速に反映される。的確で十分な被災者支援が実施する。 ・大規模災害発生時に、ある程度の地域的なパラシヤや、最低限の水準による救助に際し、開広連合は、開広連合の運営小規模課題における特別基準の設定による規制緩和の実現	災害救助法施行令第3条	内閣府	開広連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	○複数の府県を被る大規模な被災状況の場合、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要となる場合もあるため、徳島県は被災地に即応的かつ効率的に対応するための規制緩和である。	災害救助法は法律1条によりこの法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社をその他の団体及び国民の協力の下に、効率的に、必要な救助を行って規定されており、國の責任において、法第2条により都道府県知事が被災地を救助して救助活動を実施されるものである。
244	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	地域主体の復旧を実現する制度的枠組みの創設	【国主導の復旧方針】 復興・災害復旧の際に、被災地主体の復旧を国が最大限支援するしくみが採用され、被災の意図や実態を反映した復旧対策が実施し、これまでの復興・災害復旧の実態と異なる、地域の復旧意図を反映させる制度的枠組みの創設	【国主導の復旧方針】 復興・災害復旧の際に、被災地主体の復旧を国が最大限支援するしくみが採用され、被災の意図や実態を反映した復旧対策が実施し、これまでの復興・災害復旧の実態と異なる、地域の復旧意図を反映させる制度的枠組みの創設	被災地復旧の意図が速やかに復旧基本方針に反映されることとなり、被災地主体の復旧着手が実現する。	大規模災害復旧の意図が速やかに復旧基本方針に反映されることとなり、被災地主体の復旧着手が実現する。	内閣府	開広連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	○大規模災害復旧の意図が速やかに復旧基本方針に反映されることとなり、被災地主体の復旧着手が速やかに実現する。	大規模災害からの復旧は、「大規模災害からの復旧に関する法律」の基本理念(第2条)に規定されているおり、開広連合は、開広連合が適切な役割分担の下に被災地住民の意向と見直しつつ協調して推進するものであり、復旧基本方針に従った被災地からの委員会を必ず設け、被災地・被災地主体の意向を十分に反映させることある。
245	A 税務課	消防・防災・安全	開広連合への復興方針策定の権限の付与	開広連合への復興方針策定権限の付与	【開広連合による復興方針策定】 大規模災害が発生する際には、被災地主体の復旧を国が最大限支援するしくみが採用され、被災の意図や実態を反映した復旧対策が実施し、これまでの復興・災害復旧の実態と異なる、地域の復旧意図を反映させる制度的枠組みの創設	・府県・政令市で構成する開広連合が復興方針を策定することにより、開広連合を被る各市町村が復興方針を示され、実現する。	大規模災害からの復旧方針	内閣府	開広連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	○大規模災害復旧の意図が速やかに復旧基本方針に反映されることとなり、被災地主体の復旧着手が速やかに実現する。	大規模災害からの復旧は、「大規模災害からの復旧に関する法律」の基本理念(第2条)に規定されているおり、開広連合は、開広連合が適切な役割分担の下に被災地住民の意向と見直しつつ協調して推進するものであり、復旧基本方針に従った被災地からの委員会を必ず設け、被災地・被災地主体の意向を十分に反映させることある。
265	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の運営による飲食提供の特例緩和による個人飲食の緩和	家庭的保育事業等の運営による飲食提供の特例緩和による個人飲食の緩和	摺入施設が、連携施設(認可保育所等)、同一法人または関連法人が運営する小規模の施設等で、運営する施設等の運営者と、施設等の運営者の契約書等を締結して、運営する施設等の運営者と連携する個人飲食の緩和	外部施設側の制約を緩和することにより、園児の食の安全性等が一定程度確保される。また、運営する施設等の運営者の運営の柔軟性が確保される。運営する施設等では給食購入のノックがないため、給食及び個人による園児の食の安全性等が一定程度担保されている。	家庭的保育事業等の運営による飲食提供の特例緩和による個人飲食の緩和	内閣府、厚生労働省	特別区長会	いわき市、新潟県、福井県、岐阜県	○園児等のない幼稚園で、認可保育所等に活用し小規模保育事業を実施している学校法人があるが、当該の施設は、認可保育所等の運営者と連携する個人飲食の緩和による園児の食の安全性等が一定程度確保される。また、運営する施設等の運営者の運営の柔軟性が確保される。	○子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のための施設等の運営者と連携する個人飲食の緩和による園児の食の安全性等が一定程度確保される。また、運営する施設等の運営者の運営の柔軟性が確保される。
					② 少人数の運営を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が园内の通勤施設から搬入する運営の柔軟性のリスクを負うことなく园内の運営を実現するための緩和	家庭的保育事業等の運営による飲食提供の特例緩和による個人飲食の緩和	内閣府、厚生労働省			○認可保育所等の運営者と連携する個人飲食の緩和による園児の食の安全性等が一定程度確保される。また、運営する施設等の運営者の運営の柔軟性が確保される。	○認可保育所等の運営者と連携する個人飲食の緩和による園児の食の安全性等が一定程度確保される。	
				③ 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人等が少ない事業所等で運営する施設等の運営者と連携する個人飲食の緩和による園児の食の安全性等が一定程度担保されている。	家庭的保育事業等の運営による飲食提供の特例緩和による個人飲食の緩和	内閣府、厚生労働省			○認可保育所等の運営者と連携する個人飲食の緩和による園児の食の安全性等が一定程度確保される。	○認可保育所等の運営者と連携する個人飲食の緩和による園児の食の安全性等が一定程度確保される。		
				④ 認可の移行が求められる認可事業者等の運営による個人飲食の緩和	家庭的保育事業等の運営による飲食提供の特例緩和による個人飲食の緩和	内閣府、厚生労働省			○認可の移行が求められる認可事業者等の運営による個人飲食の緩和による園児の食の安全性等が一定程度確保される。	○認可の移行が求められる認可事業者等の運営による個人飲食の緩和による園児の食の安全性等が一定程度確保される。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(並立事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
貴府回答については、平成28年6月20日付け地方創生推進交付金に関するQ＆Aの改正により承知しております。これまで西広域連合が要望させていただいた内容に対して御配慮いただけたと考へています。	-	-	-	-	-	-
被災地のニーズが迅速に反映され、また、正確的な災害における地域バランスを考慮した一定の柔軟性が確保されるよう、制度設計を見直すべきであると考える。	-	-	-	【全国知事会】 手擧げ方式による検討を求める。	-	-
貴府回答では、被災地の意向を反映させる仕組みとなっているというふとであります。復興対策委員会の構成員として、「関係地方公共団体」に「被災自治体」が含まれることが明確に理解できるよう、法令上明言すべきと考える。	-	-	-	【全国知事会】 所要府省からの回答が「現行制度においても広域連合を含む被災地方公共団体の意向を十分に反映させることのできる仕組みとなっている」となっているが、実事関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。	-	-
雨風トラフ地震等により瓦礫的に被害が発生した場合、被災全体の長期的なあり方を考慮した被災地の復興方針を踏まえ、被災地にかかる被災支援に柔軟に対応していくことと、開拓全体を見据えた復興の手本を迅速に示し、実現するためにも、広域調整機能を有する府県域を超えた広域課題に取り組む西広域連合が、開拓全体の復興方針を策定することに、十分意味があると考える。	-	-	-	【全国知事会】 手擧げ方式による検討を求める。 なお、所要府省から回答が「現行の体系により、広域連合の区域内にある被災都道府県が策定する被災道府県復興方針に、広域連合を構成する各県の意見を十分に反映させることは可能」となっているが、実事関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	-	-
JR東日本にアレインでは、「教育」のために継続的の姿を見る重要な性質も説明していくが、認可保育所においても貴生保育園は被災地の被災状況に付けており、貴生保育園の様子だけでは、食材や食事方法など様々な点で貴生保育園は被災している。	-	-	-	【全国知事会】 手擧げ方式による検討を求める。 なお、所要府省から回答が「現行の体系により、広域連合の区域内にある被災都道府県が策定する被災道府県復興方針に、広域連合を構成する各県の意見を十分に反映させることは可能」となっているが、実事関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	-	-
JR東日本にアレインでは、「教育」のために継続的の姿を見る重要な性質も説明していくが、認可保育所においても貴生保育園は被災地の被災状況に付けており、貴生保育園の様子だけでは、食材や食事方法など様々な点で貴生保育園は被災している。	有	【いわき市】 JR東日本にアレインでは、「教育」のために継続的の姿を見る重要な性質も説明していくが、認可保育所においても貴生保育園は被災地の被災状況に付けており、貴生保育園の様子だけでは、食材や食事方法など様々な点で貴生保育園は被災している。	-	【全国知事会】 手擧げ方式による検討を求める。 なお、所要府省から回答が「現行の体系により、広域連合の区域内にある被災都道府県が策定する被災道府県復興方針に、広域連合を構成する各県の意見を十分に反映させることは可能」となっているが、実事関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○現行で認められている連携施設等からの外部搬入の場合において、食育や衛生面の観点から、市町村は被災者を対象とした被災地の被災状況に対する被災者の負担を減らすため、現行のシステムにおいて、「被災施設等の衛生面」からでも、自衛施設が好適しい旨の説明があったが、家庭的保育事業等は、被災所と異なり、家庭的保育者の居宅等において保育を実施しておらず、被災施設等の衛生面についても、むしろ外部搬入の方が安全とされる場合も想定されるのではないか。 ○連携施設等からの外部搬入の場合においては、アレンギー対応等、食の安全が確保されること前提とすること。 ○現行の被災施設の衛生面については、むしろ外部搬入の方方が安全とされる場合も想定されるのではないか。 ○連携施設等からの外部搬入の場合における要件(例えば、食育の観点、衛生面、栄養面の体制の能力や、アレンギー対応等の対応等)を満たす事業者はあれば、搬入施設として認めることが可能ではないか。	-

